

議 長 日程第5「議案第32号松田町寄りやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第32号松田町寄りやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成29年9月13日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。寄自然休養村の拠点施設の料金適正化により、経営の健全化を図るため、所要の改正をしたいので、提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観光経済課長 それでは、松田町寄りやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明をさせていただきます。

改正骨子につきましては、松田町寄りやま運動広場のですね、利用料金を改定させていただくことによりまして、今後の施設の維持管理及び修繕に要する財源を確保させていただくとともにですね、指定管理委託料の削減を図っていくものでございます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきますので、3枚目をお開きいただきたいと思います。まず、第8条、現行ではですね、項立てで整理されました利用料金の減免につきまして、ここです、指定管理者制度の改定等に合わせ…失礼いたしました。指定管理者制度を導入させていただいておりますが、ここはきれいにですね、整理をさせていただくために条文立てとさせていただきますので、よろしく願いいたします。今まで項立ての2、3項で指定されておりました減免規定、それから町長の承認の規定につきましても、新たに利用料金の減免ということで、第9条で新たに定めさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

次のページをお開きいただきたいと思います。新たに第9条ですね、規定をさせていただいたことに伴いまして、第13条におきまして、第13条の3行目にありますが、第10条、第11条第1項、第12条第1項及び同条第2項というところがですね、1条ずつ繰り下げられましたことによりまして、新たにここで規定をさせていただくものでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、別表（第8条関係）につきまして御説明をさせていただきます。料金につきまして、現行、利用区分、平日、その他1,200円を2,000円に。続きまして、土曜日・日曜日・祝日のその他の区分2,000円を3,000円に改めさせていただきます、なお利用単位につきましては1回4時間を1回2時間に改めさせていただきますものでございます。

続きまして、最下段をごらんいただきたいと思います。現行（2）照明施設の利用には、広場、「1回」を削除させていただきます、利用料金を「含む」を「含まないもの」に改めさせていただきますものでございますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、本文1ページのほうにお戻りください。失礼いたしました。本文の2ページをお開きいただきたいと思います。附則につきまして、この条例は、平成30年4月1日から施行をさせていただきますものでございます。

本条例の説明につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

それでは、質疑なしということによろしいですか。

（「はい」の声あり）

ここで質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

ただいま議題となっております議案第32号松田町寄みやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、産業厚生常任委員会へ付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、議案第32号は産業厚生常任委員会へ付託の上、審査することに決定しました。